

シルバー人材センターに業務を発注する企業、家庭、官公庁などの皆さまへ

シルバー人材センターのご案内

シルバー人材センターで働く高齢者の就業日数などの上限や、請負、委任、派遣、職業紹介といった高齢者の就業形態別の業務の実施方法などをご紹介します。

公益社団法人福島市シルバー人材センター

☎ 024 (531) 2511 / FAX 024 (531) 8274

福島市東浜町11番40号 / ホームページアドレス <https://webc.sjc.ne.jp/fukushima/>

目 次

1	シルバー人材センターとは？	4
2	シルバー人材センターで働く高齢者の就業日数、就業時間	5
3	シルバー人材センターで働く高齢者の就業形態	
(1)	請負	6
(2)	委任	7
(3)	派遣	8
(4)	職業紹介	9
(5)	就業形態別の主な相違点	10
(6)	就業形態別の主な業務例	11
(7)	業務別の留意事項	12
○	【メモ欄】	13
◎	適正契約チェックシート	14
◎	☆☆チェックシートの各問いに関する内容の説明☆☆	15

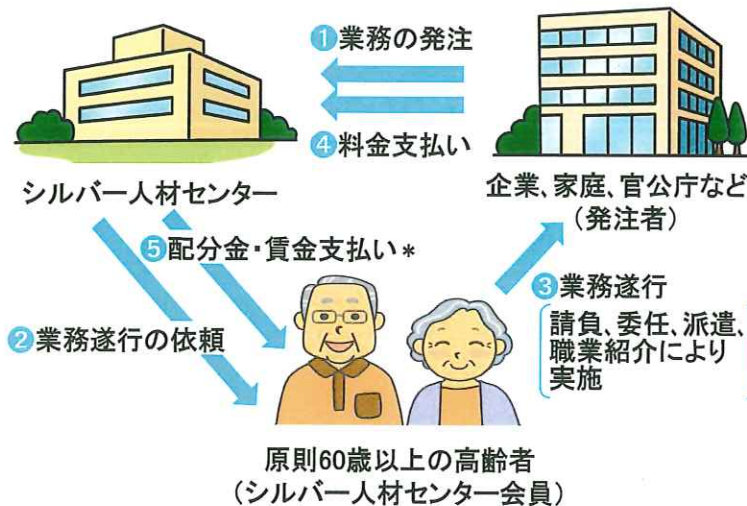
用語の解説

シルバー人材センター	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第44条の指定を受けたシルバー人材センター連合およびシルバー人材センター連合の会員のシルバー人材センターをいいます。本ガイドラインでは、シルバー人材センター連合とシルバー人材センターを区別せずに、シルバー人材センターと称します。
会員	シルバー人材センターに入会し、就業機会の提供を受けることを希望する高齢者をいいます。
発注者	シルバー人材センターに、業務を発注する企業、家庭、官公庁などをいいます。
請負	当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約して行う行為をいいます。
委任	当事者の一方が事務をすることを相手方に委任し、相手方がこれを承諾して行う行為をいいます。
派遣	自己の雇用する労働者を、その雇用関係のもとに、かつ、他人の指揮命令を受けて、その他人のために労働に従事させることをいいます。
職業紹介	求人および求職の申し込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすることをいいます。
料金	発注者が、シルバー人材センターに、請負、委任、派遣の対価として支払う報酬、職業紹介の手数料をいいます。
配分金	シルバー人材センターが、会員に、請負、委任の対価として支払う報酬をいいます。
賃金	シルバー人材センターが、会員に、派遣の対価として支払う報酬、職業紹介を受け会員を雇用した発注者が労働の対価として支払う報酬をいいます。

1 シルバー人材センターとは？

- シルバー人材センターは、高齢者に働く機会を提供し、高齢者の生きがいの充実や生活の安定、地域社会の発展や現役世代の下支えなどを推進することを目指しています。
- シルバー人材センターは、企業、家庭、官公庁などから業務を受注し、高齢者に働く場として提供しています。
- シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、都道府県知事が指定しています。

○ シルバー人材センターの仕組み



* 職業紹介により業務を遂行する場合、賃金は発注者が会員へ支払います。

○ シルバー人材センターの目的

(高齢者の生活の充実)

- **高齢者の生きがいの充実、健康維持**
高齢者に働く機会を提供し、生きがいの充実や健康の維持・増進を図る
- **高齢者の生活の安定**
高齢者に働く機会を提供し、高齢者の経済的な生活の安定を図る

(地域社会への貢献)

- **地域社会の維持・発展**
高齢者が地域社会の担い手として働くことを通じて、地域社会の維持・発展を図る
- **現役世代の下支え**
育児・介護などの現役世代を支える分野で高齢者が働くことを通じて、現役世代の活躍を推進する
- **企業などの人手不足の解消**
サービス業などの人手不足分野で高齢者が働くことを通じて、企業などの人手不足を解消する

4

2 シルバー人材センターで働く高齢者の就業日数、就業時間

- シルバー人材センターが会員に提供する業務は、臨時的かつ短期的または軽易な業務であり、シルバー人材センターで働く高齢者の就業日数と就業時間は、おおむね月10日以内、または、おおむね週20時間をこえない範囲となります。
- このため、シルバー人材センターでの働き方は、現役世代の労働者などが1人で行う業務を、複数の高齢者が時間や日にちで分担して行う方法(ローテーション就業)が基本となります。

○ シルバー人材センターで働く高齢者の日数、時間の上限

日数の上限	おおむね月10日程度以内
時間の上限	おおむね週20時間をこえないことを目安

* 1 上記の日数、時間の上限は、おおむねの目安のため、会員は一時的に上記の上限を超えて就業することができますが、恒常的に上記の上限を超えて就業することはできません。

(認められる場合の例) スーパーマーケットでの品出しなど、派遣で働く会員(週の所定労働時間18時間)が、特売日やイベントが多い特定の月に、上限(週20時間)を超えて就業する場合

(認められない場合の例) 庭木の剪定など、請負で働く会員が、恒常的に上限(月10日)を超えて就業する場合

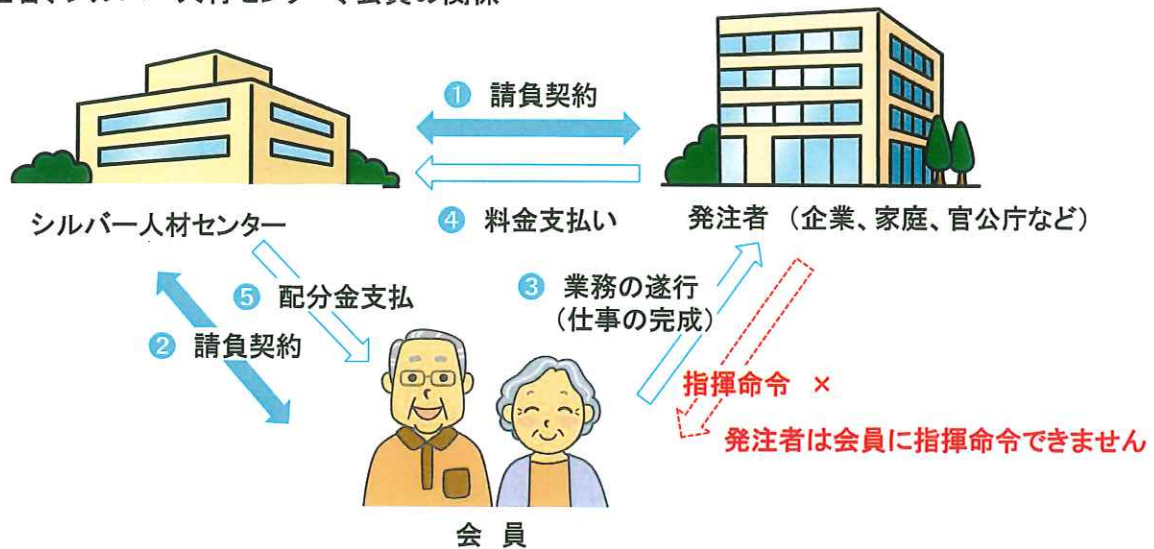
* 2 平成28年4月より、都道府県知事が必要と判断した場合に、特例として、派遣と職業紹介に限り、高齢者が週40時間まで働くことができるようになりました。適用状況はシルバー人材センターごとに異なりますので、詳細は最寄りのシルバー人材センターにお尋ねください。

3 シルバー人材センターで働く高齢者の就業形態

(1) 請負

- シルバー人材センターが、発注者から業務を受注し、その業務を会員に請負わせる方法により行う形態です。
- シルバー人材センターは、発注者と業務の完成を目的とした請負契約を締結し、その業務の完成を目的とした請負契約を会員と締結して、業務を実施します。
- 会員は請負った業務を自らの裁量で完成させるため、発注者は会員に指揮命令できません。

○ 発注者、シルバー人材センター、会員の関係

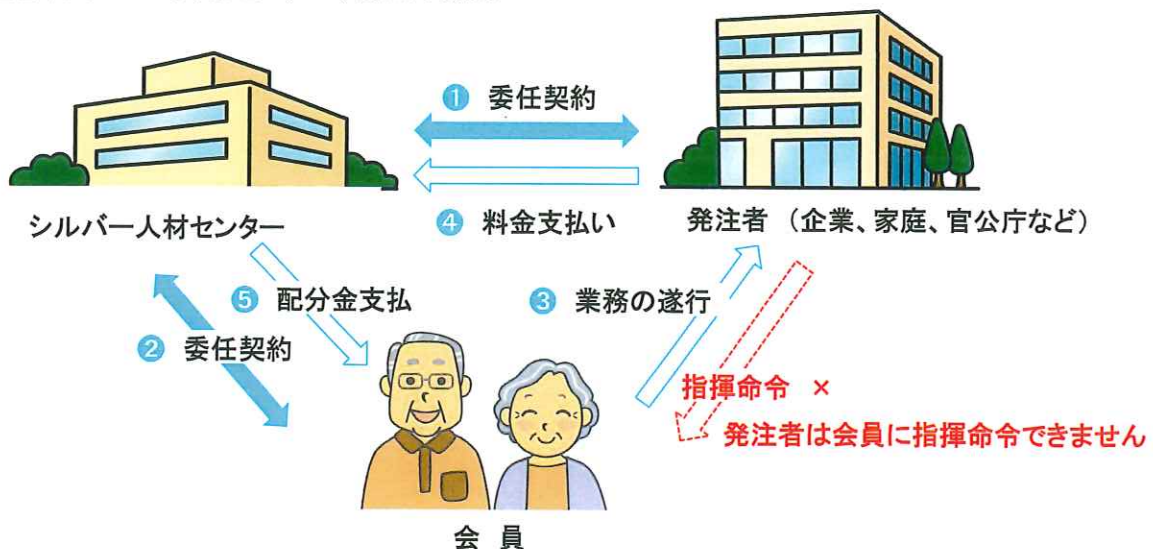


6

(2) 委任

- シルバー人材センターが、発注者から業務を受注し、その業務を会員に委任する方法により行う形態です。
- シルバー人材センターは、発注者と事務の実施を目的とした委任契約を締結し、その事務の実施を目的とした委任契約を会員と締結して、業務を実施します。
- 会員は委任を受けた事務の実施を自らの裁量で行うため、発注者は会員に指揮命令できません。

○ 発注者、シルバー人材センター、会員の関係

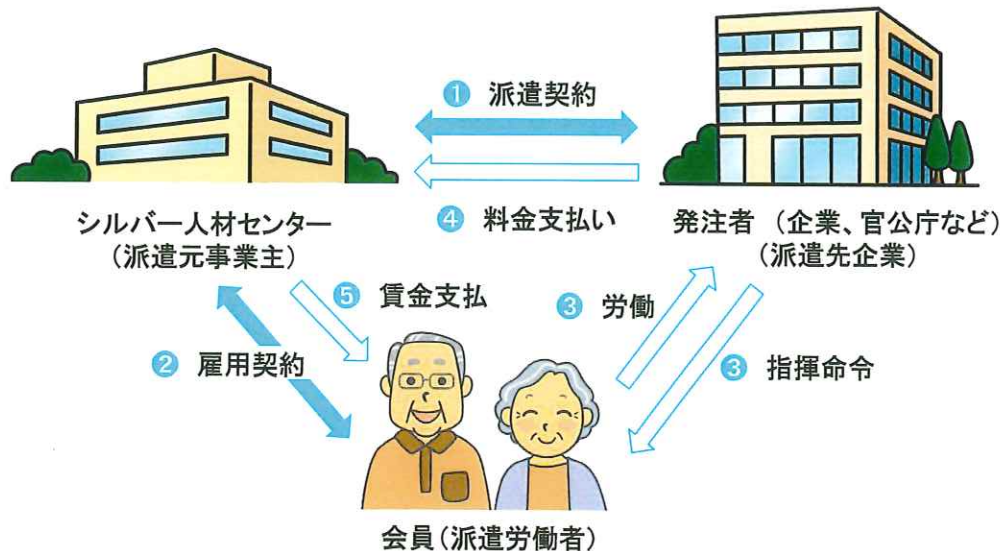


7

(3) 派遣

- シルバー人材センターが、発注者から業務を受注し、会員を発注者の事業所などに派遣する方法により業務を行う形態です。
- シルバー人材センターは、発注者と労働者派遣契約、会員と雇用契約を締結して、会員を発注者の事業所などに派遣します。
- 会員が発注者の指揮命令を受けて働くことが目的となりますので、発注者は会員に指揮命令できます。

○ 発注者、シルバー人材センター、会員の関係

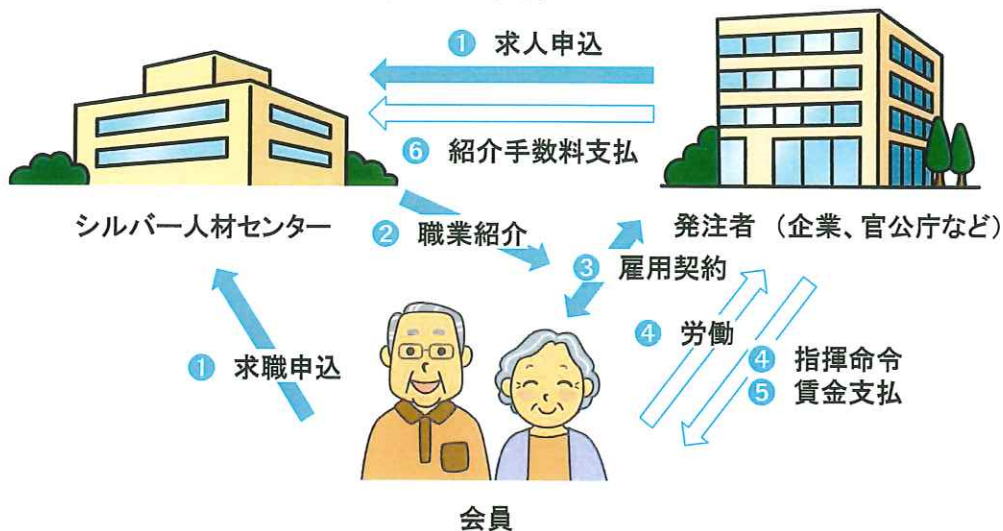


8

(4) 職業紹介

- シルバー人材センターが、会員など(*)を発注者に職業紹介し、発注者が職業紹介された会員を雇用して業務を行う形態です。
- シルバー人材センターは、発注者、会員などから求人、求職申込を受け、会員などを発注者に職業紹介します。

○ 発注者、シルバー人材センター、会員などの関係



* 会員および会員以外の高齢者。職業紹介は会員以外の地域の高齢者も対象としています。

(5) 就業形態別の主な相違点

	請 負	委 任	派遣	職業紹介
目 的	会員が業務を完成させること	会員が業務を実施すること(業務の完成は目的でない)	会員が発注者の指揮命令に従い労働すること	会員などが発注者の指揮命令に従い、労働すること
会員の雇用	会員は雇用されない	会員は雇用されない	シルバー人材センターが会員を雇用する	発注者が会員などを雇用する
指揮命令	会員は請負った業務を自らの裁量で完成させるため、発注者は会員に指揮命令できない	会員は委任された業務を自らの裁量で処理するため、発注者は会員に指揮命令できない	発注者は会員に指揮命令できる	発注者は会員などに指揮命令できる

10

(6) 就業形態別の主な業務例

請 負	仕事の完成を目的とする業務 (清掃、除草、植木の剪定、宛名書き、障子・ふすま張りなど)
委 任	仕事の完成ではなく仕事の実施を目的とし、発注者の指揮命令が必要ない業務 (駐車場案内、子どもの見守り、話相手、留守番など)
派 遣	発注者の指揮命令が必要な業務 (*1) (デイサービス利用者の送迎などの自動車運転、スーパーマーケットでの品出し、調理、介護補助、保育補助など)
職業紹介	発注者の指揮命令が必要な業務 (*1) (業務例は派遣と同じ)

*1 派遣と職業紹介は、ともに発注者の指揮命令が必要な業務に対応するものですが、発注者が自ら勤怠管理などを行いながら会員を業務に従事させたい場合、職業紹介により対応し、シルバー人材センターが勤怠管理など行う会員を業務に従事させたい場合、派遣により対応することとなります。

*2 派遣で、港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院などにおける医療関連業務などは行えません。

<適正契約チェックシート>
シルバー人材センターに依頼
したい仕事の契約方法は
「どれが**適当**だろう！」



Q1 「スタート!!!」

高齢者にふさわしい仕事ですか？（危険・有害な仕事ではない）

「はい」

「いいえ」

Q2

お客様から指揮命令はありませんか？

「ない」

「ある」

Q3

お客様と混在作業をしていませんか？

「ない」

「ある」

Q4

臨時的・短期的又は軽易な業務ですか？
（目安…月 10 日、週 20 時間程度）

「はい」

「いいえ」

Q5

臨時的・短期的又は軽易な業務ですか？
（月 80 時間を超えない）

「はい」

「いいえ」

Q6

ローテーションを組む等
の対応が可能ですか？

「はい」

「いいえ」

Q7

ローテーションを組む等
の対応が可能ですか？

「はい」

「いいえ」

【請負・委任による契約】
（シルバー基本就業）

【労働者派遣による契約】
又は
【有料職業紹介による契約】

【労働契約（雇用関係）】
（シルバー人材センターでは、
お引き受けできない契約内容と
なります）

※例¹
（フォークリフト、クレーン等の操作 / プレス機器等の重量機器の操作 / 高所作業 / 皮膚疾患等を伴う有害物質の取扱い等）

© P15に各問いに関する内容の説明を記載しておりますので参照ください。

☆☆ チェックシートの各問いに関する内容の説明☆☆

Q 1

「高齢者にふさわしい仕事ですか？（危険・有害な仕事ではない）」

- ◆センターの会員は高齢者なので、その能力・体力等に見合った仕事の提供となります。したがって、危険又は有害な作業はご遠慮願います。（表面の「※例」の他、重大な災害に結びつくおそれのある仕事等）

Q 2

「お客様から指揮命令はありませんか？」

- ◆請負・委任契約とは、雇用関係はありません。請負とは、お客様から指揮命令を受けることはなく、依頼された仕事を会員自身が責任を持って仕事を完成いたします。（指揮命令が出来ません）
委任とは、委任された仕事の遂行（完成ではない）を目的とするものです。

Q 3

「お客様と混在作業をしていませんか？」

- ◆シルバー会員に対して、自社の雇用労働者と同一に扱うことは、どうしても雇用であると判断されます。「偽装請負」や「労働者供給事業」と見なされるのは勿論、「労働基準法」や「労働者安全衛生法」等の労働関係法規上の義務違反にも問われることとなります。

したがって、シルバー会員と自社の雇用労働者とは明確に区分する必要があります。（労働者派遣・有料職業紹介による契約を除く）

Q 4・5

「臨時的・短期的又は軽易な業務ですか？」

- ◆「臨時的・短期的な業務（就業）」とは、生計の維持を目的とした本格的な就業ではなく、任意的な就業であって、連続的又は断続的な概ね月 10 日程度（月 80 時間を超えない）の業務（就業）となります。

「軽易な業務（就業）」とは、労働者の一週間当たりの平均的な労働時間と比較して相当程度短いもの、一週間当たりの就業時間が概ね 20 時間（月 80 時間）を超えないもので、かつ厚生労働大臣が定める軽易な業務※として認められた業務（就業）となります。

（※その処理に当たり免許又は資格を必要とする業務、特別の知識又は技能を必要とすることその他の理由により同一の者が継続的に従事することが必要な業務（経理等））

Q 6・7

「ローテーションを組む等の対応が可能ですか？」

- ◆「Q 4・5」の記載している通りシルバー会員の就業は「臨時的・短期的」な就業が原則（高齢法による）であるため、目安となる日数（時間）以上の就業や長期就業は「高齢法」違反となります。したがって、ローテーションを組む等の対応が必要となります。また、シルバー人材センターは、高齢者の生きがい対策として、会員の能力と希望に応じて仕事（就業機会）を公平に提供するように厚生労働省から通知を受けております。シルバー人材センター事業についてご理解とご協力をお願いいたします。



◆シルバー人材センターは

知事の認定を受け設立された公益法人で、地域の高齢者が会員となり自主的に運営する団体です。

センターは、働く意欲のある健康な高齢者の方たちにふさわしい仕事を提供し、「社会参加」「地域貢献」「いきがい充実」、そして「追加的収入の確保」という福祉・労働両面を目的として活動しています。



高齢者の豊かな知識・
経験・技能を活かした
仕事をしています。

くご不明な点がございましたら
お気軽にお問合せください。>

公益社団法人福島市シルバー人材センター
福島市東浜町11番40号

☎024(531)2511

FAX. 024(531)8274

ホームページアドレス <https://webc.sjc.ne.jp/fukushima/>

◆業務（仕事の受注・契約等）

日時のご案内

毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）

午前8時30分～午後5時15分まで

休業日（毎週土・日曜日、祝日、年末年始）

就業は上記の休日や時間外でも提供しております。
職種によっては、時期により申込みが非常に混み合う
場合がございますので、お早めにご相談いただきます
ようお願いいたします。



（ゆるキャラ
「チエブクロー」）